

町民憲章:昭和50年(1975年)6月23日制定【伊達町】

わが町は、憲法の精神にしたがい快適な生活環境のもとで、心身共に健康で文化的な社会生活を営むことに努めている。さらに、町民の生活安定と福祉の向上を図るため、町民の相互扶助の精神に基づいて理解と協力を得ながら、明るく住みよい平和な町を目指しこの憲章を定める。

【本文】

1. 町民の福祉は、町のあらゆる施策の要として尊重される。
1. 町は、すべての町民が希望にみちた住みよい社会生活ができるように努める。
1. 町民は、明るく豊かな社会を築くため、たがいに励まし合い協力する。

町民憲章:昭和49年(1974年)12月26日制定【保原町】

【本文】

- 力を合わせてきれいな町をつくりましょう。
- 楽しく働いて豊かな町をつくりましょう。
- 親切をつくしてなごやかな町をつくりましょう

町民憲章:昭和60年(1985年)3月1日制定 【梁川町】

【本文】

このまちを愛し このまちを育て
このまちに住む人たちの幸せのために
わたしたちは梁川をこんなまちにしたい

水光り 歴史のゆかしさがあふれている
わたしの好きなまち やながわ

あすをひらく 心と体をはぐくんでいる
わたしの学ぶまち やながわ

つくる喜びと活気がみなぎっている
わたしの働くまち やながわ

思いやりと安らぎにみちている
わたしの暮らすまち やながわ

このたぐいないふるさとの未来のために
みんなでしずかに話し合い
みんなでちからを出し合って
心ひとつに 歩いていこう

町民憲章:昭和60年(1985年)3月16日制定【霊山町】

わたくしたちは、古い歴史と美しい自然に恵まれた人情豊かな霊山町民です。

平和で住みよい躍進する町をつくるためこの町民憲章を定めます。

【本文】

- 教養を高め、うるおいのあるまちをつくりましょう。
- 健康で楽しく働き、活力のあるまちをつくりましょう。
- たがいに助け合い、思いやりのあるまちをつくりましょう。
- きまりを守り、明るいまちをつくりましょう。
- 自然を大切に、きれいなまちをつくりましょう。

町民憲章:昭和60年(1985年)8月7日制定【月舘町】

- 自然を愛する美しい心の町
- 健康でさわやかな明るい町
- 楽しく働く豊かな町
- あたたく助け合う町
- 教養と文化を高める町